

私たちの大切な地域医療を守るために

く郡上市の今後の地域医療を

みんなで一緒に考えよう



▲郡上市民病院
篠田副院長

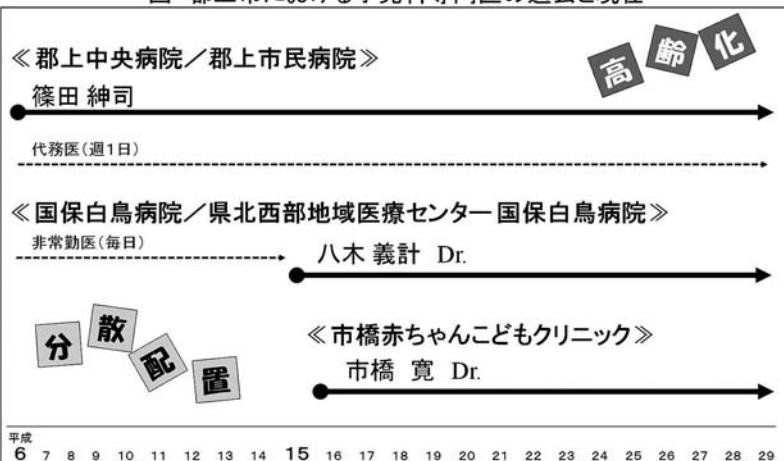
郡上の小児科医療の継続は可能か?

郡上の小児科の過去と現在

下の図をご覧ください。私は平成6年の夏に郡上市民病院の前身である郡上中央病院へ赴任しました。

当時の郡上郡内の常勤小児科専門医は私一人で、その状態が平成15年の春まで続きました。この年、国保白鳥病院の小児科常勤専門医として八木義計先生が赴任されました。さらに、同一年秋には、市橋寛先生が八幡で小児科を開業され、小児科専門医は一気に3倍増となり現在に至っています。これだけを見ると、郡上の小児科医療は順調に充実して日々歳のように見えますが、いつまでもそうは問屋が卸しません。郡上の小児科の現状を示すキ

図 郡上市における小児科専門医の過去と現在



ドードーの一つが「高齢化」です。私も64歳となり定年退職まで1年半となっています。八木先生は私より1歳若いだけですが、市橋先生は私より5歳年長です。そして、もう一つのキーワードの一つが「分散配置」です。私は私より1歳若いただけですが、市橋先生は私より5歳年長です。

①現状維持

郡上の小児科の将来 『3つの選択肢』

前述したように現状を維持し

ます。私は私より1歳若いだけですが、市橋先生は私より5歳年長です。そして、もう一つのキーワードの一つが「分散配置」です。私が「分散配置」です。かつて小児科医の1人赴任は当たり前のことで、外来も入院も皆一人で何とかし、特殊な症例や手に余る重症は大学病院等の高次病院へ送る」というスタイルに何の疑問も持つていませんでした。

そして、ON（仕事の時間）とOFF（私的な時間）との区別がはつきりしないことにも、手段の不満はありませんでした。しかし、時代は変わってしまいまし

た。いや若い小児科の先生方にとって1人赴任など完全に論外です。複数常勤医体制の病院にしか赴

てているだけでは、交代要員として若い小児科医が郡上に来ることはありません。したがって、早晚、郡上から小児科専門医は消えてしまうでしょう。加えて、小児科常勤医のいない病院でのお産は扱わないのが産科の常識となっていましたので、郡上でお産はできなくなります。

医療を取り巻く環境は大きく変化し、特に私たち郡上市のような地域では、医療環境の維持が難しくなっています。そのような中で市民のみなさんの健康を守っていくためには、行政や医療機関だけでなく、市民のみなさんのご理解とご協力が不可欠です。そこで郡上市における地域医療の現状や課題等を広く知つていただくため、病院や医院の先生方にご協力をいただいて広報誌でお知らせしています。

第6回目となる今回は、郡上市民病院 篠田紳司副院長に寄稿いただきましたので紹介します。

②中濃病院への集中化

医療資源としての小児科医の不足から、小児科医を基幹病院に集めようという考え方があり、国もこれを推進する方向のよう

に思われます。

郡上は中濃医療圏に属しますが、この医療圏では中濃病院が基幹病院と位置付けられており、集約となれば中濃病院へとなることになるでしょう。そうなれば、中濃病院から派遣（非常勤）という形となり、郡上では外来診療のみ行ない、入院が必要な場合は中濃病院へ送ることになります。常勤医ではなく（ただし白鳥での入院はできません）、八幡で入院でき、お産もできる」という状況が実現できると考えられます。

郡上の小児科医療の継続は可能か?

市民のみなさんは、前述の3つの選択肢のどれをお選びになります。常勤医ではなく（ただし白鳥での入院はできません）、八幡で入院でき、お産もできる」という状況が実現できると考えられます。

もし、中堅以上で1人赴任を

す。そのためには、交代要員として若い小児科医が郡上に来ることができれば、1人体制での小児医療の継続も可能でしょうが、このような先生がおられ、確実に郡上へ招聘できる」という保証はありません。したがって、若い小児科医が郡上へ来てくれるシステムを作ることが重要と考えます。そのための基本的準備が、郡上市民病院の2人体制化です。

現在のマンパワーでこれを実現するためには、まだ解決すべき課題がありますが、結果的に「白鳥では外来診療を維持できない（ただし白鳥での入院はできません）、八幡で入院でき、お産もできる」という状況が実現できると考えられます。

福祉医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

重度心身障害者、母子家庭等、父子家庭の福祉医療費受給者証は、9月末で有効期限を迎えます。更新手続きが必要な人には、9月上旬までに通知しますので、同封の申請書に必要事項を記載のうえ、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課（福祉担当）にて、9月29日（金）までに手続きをお願いします。

なお、所得制限がありますので、助成対象者本人・配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合には助成対象となりません。このため、9月まで福祉医療費の助成が受けられた場合でも、10月から来年9月まで助成を受けられないことがあります。

更新の通知が届かない人で対象になると思われる人は、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所振興課（福祉担当）までお問い合わせください。



名称	対象者	所得制限	助成内容
重度心身障害者 医療費助成	●身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、その障がいの級が1級から3級までの ●療育手帳A、A1、A2、B1の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障がいの級が4級である人 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうちその障がいの級が1級または2級の人	有	医療保険適用分全額助成
母子家庭等 医療費助成	母子家庭等の母及び18歳に達する日の属する3月31日までの児童、または父母のいない18歳に達する日の属する3月31日までの児童		
父子家庭 医療費助成	父子家庭の父及び18歳に達する日の属する3月31日までの児童		

問 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67-1811

平成30年度 保育園・幼稚園入園申込み説明会を開催します

平成30年度の入園申込み説明会を下記の日程で開催します。来年4月より新たに入園を希望される保護者のみなさんは、どの会場でも説明会に参加することができますので、都合の良い会場へお越しください。保育園（認定こども園）は、保護者が日中働いていたり、病気あるいは看病などの理由で、家庭で十分な保育ができない場合などに、保護者にかわってお子さんを保育する児童福祉施設です。入園に際しては条件がありますので、ぜひこの機会をご利用ください。

幼稚園（認定こども園）は、満3歳から小学校入学前までのお子さんを対象とした幼児教育を行う教育施設です。入園申込みは直接園へ行っていただきますが、市への提出書類もありますので、あわせて説明を行います。



期 日	時 間	会 場
9月19日(火)	午後1時30分～	和良保育園(和良町宮地397-10)
9月22日(金)	午後1時30分～	郡上市総合文化センター 多目的ホール(八幡町島谷207-1)
9月25日(月)	午後1時30分～	たかす児童館《たかす保育園》(高鷲町大鷲1570-2)
9月26日(火)	午後1時30分～	幼児教育センターやまびこ園(大和町島5327)
9月27日(水)	午後1時30分～	明宝保育園(明宝畑佐192-13)
9月28日(木)	午後1時30分～	幼児教育センターみなみ園(美並町白山1271)
9月29日(金)	午後1時30分～	白鳥ふれあい創造館 交流ホール(白鳥町白鳥359-26)

(開催日順)

問 健康福祉部児童家庭課（保育園関係） ☎ 67-1817
教育委員会学校教育課（幼稚園関係） ☎ 67-1468